

光政寺だより

樹 榮

第200号
編集・発行
〒720-0041
福山市寺町2-15
日蓮宗樹榮山
光政寺
TEL084-922-6207
メールアドレス
koshoji@way.ocn.ne.jp

お墓そうじの会

3月8日(日)
午前8時～
8時30分



お彼岸をひかえての
お墓そうじの会です。
ご参加ください。
道具は準備します

住職への質問

「お墓じまい・仏壇じまい」

近年たまに、「墓じまい」「仏壇じまい」の相談を受けます。

背景には、家族の形や価値観の変化、ご先祖を守る体制が難しくなってきた現実があります。

お墓を守る人がいなくなるという不安

「自分の代で家が終わる」「子どもたちは別世帯で暮らしている」「都会に出た子どもが福山へ帰る見込みがない」・こうした声は珍しくありません。

お墓を守る人がいない、あるいは子や孫に負担をかけたくないというお気持ちから、お墓じまいを考えられる方が増えています。

また、先祖供養に対する価値観も変化しています。

「祖父母には親しみがあるけれど、曾祖父母となると顔も知らない。その人に手を合わせる意味がある?」

こうした率直な声も、現代では決して少なくありません。

お墓じまいには法律上の手続きが必要です

お墓の移動や撤去には、墓地埋葬法に基づく手続きが必要です。

① 遺骨を移す場合は「改葬許可申請書」が必要

② 現在の「墓地管理者の印鑑」が必要

③ 移転先の墓地・納骨堂から「受入証明書」を取得

④ これらをそろえて市町村へ届け出ると、1週間～10日ほどで「改葬許可書」が発行される

この許可書がなければ、遺骨を動かすことは法律違反になります。

公営墓地の場合は比較的スムーズですが、お寺の墓地から移される場合、墓地管理者である住職の印鑑が求められ、「離壇料」を求められたという報道を耳にすることがあります。「離壇」は、寺院としては大変寂しいものです。

(この記事は、令和7年12月、日蓮宗広島県東部寺院会主催の「信行講座」において、光政寺住職が講演した内容を文字化したものです)



令和7年秋季彼岸連合法要

法要終了後 令和8年度護持会総会

本年2月8日から9日にかけて、厳しい寒さが続き、氷点下は比較的温暖な福山では珍しい気温でした。ようやく春めき、待ちに待った本格的な春を迎えます。檀信徒のみなさまにはますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

春のお彼岸の一週間を迎えます。最初の日を「彼岸の入り」、最後の日を「彼岸明け」と呼びます。一週間は、先祖を敬い、亡き人に供養をささげるとともに善根を積み、仏道に精進する大切な日々です。

俗に、**中日に先祖に感謝**し、残る六日は、悟りの境地に達するのに必要な六つの徳目「**六波羅蜜**」を一日に一つずつ修める日とされています。

日蓮大聖人は『**彼岸抄**』で「此の時に小善は大善となる也。小悪を作ればまた大悪となる者也」と説かれています。彼岸の期間は善行・悪行ともに過大な果報を生ずる特別な期間であるから、悪事を止め、善事に精進する努力を求めています。

光政寺では例年のように、お彼岸の中日(3月20日 春分の日)にお彼岸法要を厳修します。ぜひお題目を唱えてご先祖供養とともに、清浄な心となるよう精進しましょう。

卒塔婆供養

春秋両彼岸において光政寺お彼岸法要では、卒塔婆供養を行っています。毎回

護持会総会

法要終了後、護持会総会を開催し、令和8年度の話し合いを行います。みなさんお誘いあわせの上、多くの方々にご参詣いただきますよう、ご案内申し上げます。

